

魅せる花づくり補助制度

補助制度を利用するには、応募が必要です。

応募期間： 令和 7 年 9 月 1 日（月）～ 令和 7 年 10 月 22 日（水）

必着のこと

応募資格：①本市域内に居住する個人または所在する事業所等。

②本市域内の一般家庭または事業所などの民有地内で、かつ、多くの人が見ることのできる場所（道路に面した場所）に花壇や花を植えたプランター等を設置すること。

③申請年度において、花づくりについて他の公的補助制度を利用していないこと。

応募方法：応募用紙を郵送又はFAX228-1891により
(公財)広島市みどり生きもの協会にお送りください。

補助対象経費：①植栽に必要なプランター・鉢等

②種・苗・球根

③土・土壌改良剤・肥料・殺虫剤・殺菌剤

補助金額等：1万円を上限として購入費用（税込）の2分の1相当額（百円未満切り捨て）。

1世帯または1事業所につき3年間に1回を限度。

注意事項：①申請者が所有しない土地に設置する場合は、所有者の了解を得てください。

②地表から概ね1.8mの高さまでに設置しているものに限りです。



お問い合わせは
公益財団法人広島市みどり生きもの協会 経営企画課
〒730-0011 広島市中区基町 4-41
電話(082)228-0815 FAX(082)228-1891

応募から補助金の受取りまでについては、裏面をご覧ください。

詳しくは、当協会ホームページ（<http://www.midoriikimono.jp/>）に掲載してあります「魅せる花づくり補助金交付要綱」をご覧ください。

魅せる花づくり補助金交付応募用紙

（必要事項をご記入ください。また該当する口にはレ印を記入してください。）

令和 年 月 日

申込者	ふりがな 氏 名		花づくりを行う場所の略図または写真 (敷地と道路、花づくりを行う場所が分かるように記載または添付してください。)
	住 所	〒 - 広島市	
	電話番号	() - (必ず連絡がつく番号を記入してください。)	
花づくり の予定地	住 所	(申込者住所と同じ場合は「同上」と記入してください。) 〒 - 広島市	
	設置施設	☐ 自宅 ☐ その他()	
購入予定 資 材	☐ プランター(個) ☐ 鉢(個) ☐ 種・苗・球根 ☐ 土・土壌改良剤・肥料・殺虫剤・殺菌剤		

～ 応募から補助金の受取りまで ～

1 期間内に応募

応募用紙に必要事項を記入の上、各応募期間中に応募してください。

2 補助金交付対象者の決定・通知

先着順で受付け後、「魅せる花づくり補助金交付**対象者決定通知書**」等を順次郵送します。応募多数の場合、交付対象にもれた方へのご連絡は致しかねますのでご了承ください。

3 必要な資材を購入、花の育成開始

資材の購入は、必ず「魅せる花づくり補助金交付**対象者決定通知書**」の受取り後に行ってください。受取り前に購入されたものは対象となりませんので、ご注意ください。

4 補助金交付の申請

花苗の植付又は種・球根の発芽後、当協会からお送りする**申請書**に以下の書類を添付し、郵送してください。

- ①「自動車運転免許証の写し」等（住所を証明するもの）
- ②「領収書（原本）」（対象者決定通知書の日付以降のもの）
- ③「花づくりが確認できる写真」

購入資材（プランター等）及び設置場所（道路に面していること）がわかるように撮影をお願いします。

※ **対象者決定通知書**の日付から3カ月以内に郵送してください。

5 補助金交付者の決定・通知

申請いただいた書類を審査後、内容が適正であると認められる方に「魅せる花づくり補助金交付**決定通知書**」等を順次郵送します。

6 補助金交付の請求

当協会からお送りする**請求書**に以下の書類を添付し、郵送してください。

- ・「振込先の口座名義人（フリガナ）、口座番号が記載された書類の写し（通帳の1ページ目、カードなどの写し）」

※ **決定通知書**の日付から30日以内に郵送してください。

7 補助金の交付

請求書等の内容を確認のうえ、指定口座に補助金を振込みます。

